

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会小口 資金貸付規程

平成20年4月 1日 制定
平成23年7月 5日 改正
平成24年8月10日 改正
平成28年3月28日 改正
令和3年 1月 27日 改正
(以下附則に記載)

(目的)

第1条 社会福祉法人村上市社会福祉協議会(以下「当会」という。)は、村上市内に在住する低所得者世帯(但し、生活保護世帯は除く)で緊急かつ不時の出費を要する世帯及び高校生以下の子がいる世帯で学資の臨時の出費を要する世帯に対して、小口資金の貸付を行うものとする。

(貸付の種類)

第2条 この資金の貸付種類は次のとおりとする。

- (1) 一般貸付
- (2) 学資資金貸付

(貸付の対象・貸付限度額)

第2条の2 貸付けを受けることができる者及び貸付金額の限度額は次のとおりとする。

- (1) 一般貸付
 - ① 低所得者
 - ② 一世帯30,000円以内ただし、村上市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が必要と認めた場合は、50,000円まで貸付することができる。
- (2) 学資資金貸付
 - ① 高校生以下の子がいる世帯で学資の臨時の出費を要する世帯(生活保護世帯、就学援助費の受給世帯を除く。)
 - ② 一世帯100,000円以内

(貸付期間・利子)

第2条の3 貸付期間は1か年とし、無利子とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、貸付期間を延長することができる。

(借入申込)

第3条 この資金を借り入れしようとする者は、借入申込書(別記第1号様式、第2号様式)を、会長に提出しなければならない。

(削 除)

(相談支援)

第3条の2 一般貸付の借入申込者は、当会の相談支援を受けるものとする。ただし、連帯保証人を立てた借入額が15,000円以内のとき及び学資資金貸付の借り入れのときは除く。

(連帯保証人)

第4条 一般貸付を借入れするにあたり、1名連帯保証人として立てなければならない。ただし、借入額が15,000円以内のときは、連帯保証人を立てないことができる。

2 連帯保証人は市内に居住し、借受人と同一世帯以外の者であって、原則として70歳未満の独立の生計を営む成年者とする。

3 本資金の借受中の借受人、既に連帯保証人となっている者及び民生委員児童委員は連帯保証人として認められない。

(貸付の決定)

第5条 会長は、第3条の申し込みがあったときは、本制度の主旨に諮り、速やかに審査をなし、貸付けるものとする。

(貸付金の交付)

第6条 前条により、貸付の決定を受けた者は、借用書（別記第3号様式、第4号様式）を作成し、貸付の交付を受けるものとする。

(貸付の取り消し)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付を取り消すことができる。

- (1) 故意に偽りの申請をしたことが明らかになったとき。
- (2) 事実を隠ぺいしたことが明らかになったとき。
- (3) 勝手に借り入れ用途を変更し、又は他に流用したことが明らかになったとき。
- (4) 借受人が市外に住所を変更したとき。
- (5) その他、貸付資金目的等に適合しないと会長が認めたとき。

2 借受人は、前項による取り消し通知を受けた場合は、貸付金の全額または一部を返済しなければならない。

(貸付の制限)

第7条の2 一般貸付の償還の完了していない場合及び連帯保証人になっている場合は、一般貸付の貸し付けを行わない。

2 学資資金貸付の償還の完了していない場合は、学資資金貸付を行わない。

(繰上げ返済)

第8条 借受人は返済期日前であっても、貸付金の全額または一部を返済することができる。

(返済免除)

第9条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の返済未済額の全額または一部の返済の免除を受けることができる。

- (1) 借受人が死亡した場合であって、相続人及び連帯保証人から当該返済未済額を返済させることが困難であると認められるとき。
- (2) 借受人が返済期限到来後2年以上所在不明となっている場合であって、相続人及び連帯保証人から当該返済未済額を返済させることが困難であると認められるとき。
- (3) 返済期限到来後2年経過してもなお借受人、連帯保証人から当該返済未済額を返済させることが著しく困難であると認められるとき。
- (4) 借受人が、返済中に自己破産等の免責処分があったとき。
- (5) 当該返済未済額について時効が完成しているとき。
- (6) 借受人が、災害、疾病、失業、心身の状態、生活状況等その他止むを得ない事情により返済が困難なとき。

2 前項第1号から第3号に該当する場合であっても、当該借受人世帯がその独立自活に真摯な努力をしていると認められないときは、この限りでない。

3 第1項の返済免除を受けようとする者は、返済免除申請書（別記第5号様式）を、会長に提出しなければならない。

(返済猶予)

第10条 借受人は、災害、疾病、事故、失業、事業不振、その他止むを得ない理由で、返済期限までに貸付金を返済することが困難と認められる場合には、返済猶予を受けることができる。

2 前項の返済猶予を受けようとする者は、返済猶予申請書（別記第6号様式）を、会長に提出しなければならない。

(会計年度)

第11条 この資金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、小口資金貸付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年7月5日から施行する。

附 則

この規程は平成24年8月10日から施行する。

附 則

この規程は平成28年3月28日から施行する。

附 則

この規程は令和3年1月27日に改正し、同日から施行する。

附 則（令和6年11月13日改正）

1. 本文のほか別記様式を改正する。
2. この規程は令和6年11月13日から施行し、令和7年2月1日から適用する。

附 則（令和7年9月19日改正）

この規程は令和7年9月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別 記

- 第1号様式（一般貸付）（第3条関係）
- 第2号様式（学資資金貸付）（第3条関係）
- 第3号様式（一般貸付）（第6条関係）
- 第4号様式（学資資金貸付）（第6条関係）
- 第5号様式（第9条関係）
- 第6号様式（第10条関係）